

富士市農業経営GAP認証取得支援補助金交付要綱

令和2年3月31日  
( )  
告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営の競争力強化を図るため、GAP認証を取得した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) GAP 農産物の品目ごとに、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。
- (2) GAP認証 第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認されたことの証明のうち、国際水準に適合するものであって、市長が指定するものをいう。
- (3) 農業者等 市内に住所を有する農業者又は市内に本社若しくは主たる事業所を有する農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体（代表者、組織及び運営について定めのある規約を有している団体に限る。）をいう。
- (4) 個別認証 一の農業者が個別にGAP認証を取得することをいう。
- (5) 団体認証 第3号の団体がGAP認証を取得することをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者等とする。

- (1) GAP認証を新たに取得した者であって、当該認証の対象となる農地及び農業用施設（以下「ほ場」という。）を市内に所有し、又は借り受けているもの
- (2) 他の同種の補助を申請し、又は交付を受けていない者

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、GAP認証の取得に係る審査費（審査員の旅費を含む。）及びその他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	額
個別認証	前条の交付の対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。
団体認証	前条の交付の対象となる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、団体の構成員（市内に住所を有する者であって、第3条第1号の要件に該当するものに限る。）の数に5万円を乗じて得た額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富士市GAP認証取得支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) GAP認証の証明の写し
- (2) GAP認証の取得に係る審査費の領収書の写し
- (3) 団体の構成員が分かる資料(団体認証の場合に限る。)及びほ場の位置が分かる資料の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、GAP認証を取得した日から起算して6か月以内に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、相当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市GAP認証取得支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、交付の決定を受けたものがGAP認証を取得した日から起算して2年間継続してGAP認証を取得することを条件として付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第154号)

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市農業経営GAP認証取得支援補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。